

新型コロナウイルスワクチン 接種に向けて準備をしています

新型コロナウイルスワクチンについては、ワクチンが承認され、実用化された場合に速やかに接種ができるように準備を進めています。

当面の間、確保できるワクチンの量に限りがあることから、国が示す優先順位に応じて、順次実施する見込みです。現時点で国が示している優先順位は、左の表のとおりです。

なお、接種順位は、国の審議会な

どでの検討や、今後の科学的知見により見直されることがあります。

●接種料金 無料

●接種回数 2回

●接種開始時期・場所

決定次第、ホームページや広報紙などでお知らせします。

●問い合わせ先

健康推進課(カミィリヤ内)

☎(920)8611

優先接種順位(予定)

1 医療従事者など

新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者など。

2 高齢者

令和3年度中に65歳以上に達する人。(昭和32年4月1日以前に生まれた人)

3 基礎疾患を有する人

基礎疾患については下の一覧参照

4 高齢者施設などの従事者

高齢者が入所・居住する社会福祉施設などで、利用者に直接、接する職員。

5 上記以外の人

③「基礎疾患を有する人」とは

- 慢性の呼吸器の病気、心臓病(高血圧含む)、腎臓病、肝臓病(脂肪肝や慢性肝炎除く)
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気(鉄欠乏性貧血除く)
- 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む)
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 神経疾患や神経筋疾患が原因で体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
- 染色体異常
- 重症心身障がい(重度の肢体不自由と知的障がい重複した状態)
- 睡眠時無呼吸症候群
- 体格指数(BMI)が30以上の肥満の人

ワクチンの詳細は厚生労働省ホームページを参照ください。(サイト内検索で「新型コロナウイルスワクチンについて」と検索)

●厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/>



ワクチンについて気になること

厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンについてのQ&A」を基に作成

ワクチン、予防接種とは？

一般に、感染症にかかる原因の病原体(ウイルスなど)に対する「免疫」(抵抗力)ができ、その感染症に再びかかりにくくなったたり、かかっても症状が軽くなったりします。予防接種は、このような体の仕組みを使い、免疫をつけたり、免疫を強くするために、ワクチンを接種するものです。

接種は強制？

強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限って行われます。

接種するワクチンは選べる？

接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種することになります。複数のワクチンが供給されている場合も、2回目の接種では、1回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンを接種する必要があります。

万が一、副反応が起きたら？

一般に、ワクチン接種では、副反応による健康被害が極めてまれにあります。治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合には、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金などの給付)が受けられます。

感染した人を責めたりせず みんなで支えよう

新型コロナウイルスには、誰もが感染するリスクがあります。感染した人や、療養を終えて学校や職場に戻った人、治療に当たる医療関係者や、その家族などに対して、不当な差別があってはなりません。

私たちは、経験したことのない感染症に不安を感じ、遠ざけたいという心理から、感染症に関わる人を必要に避けようとするなど、差別的な行動をとってしまうことがあります。このような行動は、自分自身の



県の啓発ポスター。不安を感じると針を逆立て、相手を傷つけることがあるハリネズミが針を下ろして相手と接する様子を示しています

感染が疑われる場合にも、差別を恐れず受診をためらうことにつながり、結果的に感染が拡大するという負の連鎖も引き起こしかねません。

一人ひとりが、正しい情報に基づき行動することが自身を守り、私たちの社会を守ることにつながります。不安な気持ちはみんな一緒です。誰もが安心して生活できる社会を目指し、みんなで支え合いましょよう。

子ども医療 中学生の医療費助成額が変わります

4月1日から中学生の入院外（通院など）の医療費が助成の対象になります。市民が負担する額が1カ月で1600円までになり、調剤薬局での薬代の負担もなくなります。所得制限はありません。

3月から医療証の持参を3月から、医療機関によってはマインバーカードを健康保険証として利用することができますが、子ども医療証はこれまでと同様に医療機関の窓口を持参してください。

新しい医療証は3月下旬に送付します。

● 問い合わせ先 国保年金課 医療年金担当

● 改正前

	市民が負担する額 (1医療機関ごと)
入院	1日500円 (1月3,500円まで)
入院外 (通院など)	子ども医療制度の助成 対象外(3割負担)



● 改正後(4月1日～)

	市民が負担する額 (1医療機関ごと)
入院	1日500円 (1月3,500円まで)
入院外 (通院など)	・1月1,600円まで ・薬局での負担なし (容器代など除く)

※ひとり親家庭等医療受給者、重度障がい者医療受給者、生活保護受給者は対象外

健康づくりサポーター(運動・食生活)養成講座参加者を募集します

自身の健康づくりと、地域で健康づくりの輪を広げる活動を楽しみながらやってみませんか？

● 応募資格 講座終了後、健康づくりサポーター(健康づくり運動サポーターまたは食生活改善推進員)としてボランティア活動ができる人

● 申込方法 電話または健康推進課窓口

● 申込期限 4月9日(金)まで

● 問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611



【健康づくり運動サポーター】

● 日時 5月14日(金)～令和4年3月18日(金)、10時～12時

※月2回(主に第2・第4金曜日)、年20回

● 場所 カミリーヤ

● 内容

▽筑紫野市における健康づくり、介護予防

▽健康運動の基礎知識

▽メタボ、ロコモ、認知症予防のための運動実践

▽体を動かす楽しさ実習 など

● 対象 市内在住で運動に興味があり、健康づくり運動サポーターとして地域で活動できる人

● 定員 20人(応募多数の場合は抽選)

● 参加費 年間1000円

【食生活改善推進員】

● 日時 5月14日(金)～令和4年3月11日(金)、10時～12時(調理実習の回は13時30分まで)

※月1～2回(主に第2・第4金曜日)、年13回

● 場所 カミリーヤ

● 内容

▽筑紫野市における健康づくり

▽栄養、食品、調理の基礎知識

▽生活習慣病、低栄養予防の食事調理実習 など

● 対象 市内在住で食生活に興味があり、食生活改善推進員として地域で活動できる人

● 定員 30人(応募多数の場合は抽選)

● 参加費 年間1500円



上段)健康づくり運動サポーターの活動 下段)食生活改善推進員の活動